

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

令和6年6月28日公表

特定事業主名：宮城県

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
①任期の定めのない常勤職員	87.6%
②任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.3%
③全ての職員	82.0%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
①本庁部局長・副部長相当職	97.5%
②本庁課長相当職	99.5%
③本庁課長補佐相当職	96.6%
④本庁係長相当職	95.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
①36年以上	92.8%
②31～35年以上	92.8%
③26～30年以上	93.7%
④21～25年以上	92.8%
⑤16～20年以上	88.2%
⑥11～15年以上	87.6%
⑦6～10年以上	90.0%
⑧1～5年以上	95.9%

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明】

- ・世帯主となっている男性に扶養手当を支給している場合が多く、手当の受給者に占める男性の割合は9割以上となっている。
- ・一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額は男性が女性を上回っており、男性の時間外勤務手当の平均支給額に対する女性の平均支給額の割合は8割となっている。